

電源開発株式会社「度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年5月7日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：三重県度会郡度会町及び南伊勢町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大51,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年11月12日
住民意見の概要等受理	令和 3年 1月25日
三重県知事意見受理	令和 3年 4月21日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 5月 7日

※本事業は、平成24年11月30日付け方法書への勧告事業を引継いだもの

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742（直通）

電源開発株式会社「度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、多くの水道水源が存在することから、近年の集中豪雨を踏まえた土捨場や道路整備工事に係る雨水排水対策、濁水の影響評価について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水生動物の生息状況を調査する際は、直接観察や目視及び捕獲による調査に加え、実施可能な生物種については環境DNAによる調査についても検討を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
3. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて適切に選定すること。

(三重県知事からの意見書の写しを添付)